

観光客受入環境充実に向けた連携協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）とエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社（以下「乙」という。）、西日本電信電話株式会社鹿児島支店（以下「丙」という。）及び三井不動産リアルティ株式会社（以下「丁」という。）は、観光客受入環境充実に向けた取組について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が連携・協力し、鹿児島市を訪れる国内外観光客の受入環境の充実に向けた取組を行い、鹿児島市の一層の観光振興を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 無料公衆無線LANサービス「Kagoshima City Free Wi-Fi Lite」（以下「鹿児島市Wi-Fi Lite」という。）の提供及び普及促進に関すること。
- (2) 丁又は丁のグループ企業が運営する時間貸駐車場における鹿児島市Wi-Fi Liteの提供及び観光情報の発信などに関すること。
- (3) その他鹿児島市の観光振興に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、甲、乙、丙及び丁が本協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙、丙又は丁のいずれからも書面による特段の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間継続し、以後も同様とする。なお、甲、乙、丙及び丁が合意する場合は、期間の見直しができるものとする。

（取組内容等）

第4条 本協定に係る具体的な取組内容及びその他必要な事項については、別に定める。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、本協定の内容の見直しを書面で申し出た場合は、甲、乙、丙及び丁は協議の上、内容の見直しができるものとする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、甲乙丙丁署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月22日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

森 博 幸

乙 大阪府大阪市北区西天満4丁目14番3号
エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社
代表取締役社長

高 橋 寛

丙 鹿児島県鹿児島市松原町4番26号
西日本電信電話株式会社
鹿児島支店長

神 原 寿 治

丁 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
三井不動産リアルティ株式会社
常務執行役員
シェアリング事業本部長

河 岡 純 市